

令和6年度版



しらたかまち妊娠・子育てガイドブック

白鷹町では、お子さんの健やかな成長と妊娠、出産、子育てを支援するためのさまざまなサービスを行っています。

★主な施設・連絡先★

【白鷹町健康福祉センター】白鷹町大字荒砥甲 488 番地 白鷹町立病院となり

健康福祉課	こども家庭センター係	☎ 0238-86-0212
	健康推進係	☎ 0238-86-0210
	福祉係	☎ 0238-86-0111

【白鷹町役場】 白鷹町大字荒砥甲 833 番地

町民課	戸籍年金係	☎ 0238-85-6129
	国保医療係	☎ 0238-85-6130
税務出納課	町民税係	☎ 0238-85-6132
林政課	林業振興係	☎ 0238-87-0218
建設課	管理係	☎ 0238-85-6139
	都市・住宅係	☎ 0238-85-6140
教育委員会	学校教育係	☎ 0238-85-6144

≪開所日時≫ 月曜日から金曜日 8:30~17:15 (12月29日から1月3日、祝日を除く。)



全期間をとおして

こども家庭センター（健康福祉課こども家庭センター係） ☎ 0238-86-0212

～すべての妊産婦、こども、子育て世帯の方の健康と福祉の身近な相談・支援のワンストップ窓口～
妊娠から出産、産後、子育てのさまざまな不安や悩み等について、気軽にご相談ください。

相談室「^{あか}紅ほっぺ」



お子さんを連れてゆっくり相談できます♪

母子手帳アプリ「^{あか}紅ほっぺ」の配信



妊娠・出産・子育ての記録や予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせやイベント情報などが取得できるスマートフォンアプリを配信します。母子健康手帳と合わせて、ぜひご活用ください。



母子モ(ボシモ)で検索!

OR
QRコードから



Available on the
App Store

GET IT ON
Google Play

オンライン
相談も
できます!



妊娠前の

風しん抗体検査・予防接種費用助成

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

●妊娠初期の女性が風しんにかかると、あかちゃんも感染し、難聴や心疾患などの障がいが起こる可能性があります。妊娠を希望する女性やそのご家族等を対象に抗体検査・予防接種の費用を全額助成します。電話等で健康福祉課健康推進係までお申込みください。

☆抗体検査の対象：

*令和6年4月1日時点の年齢です。

①妊娠を希望している29歳～50歳*の女性（妊娠中の方、妊娠の可能性のある方を除く。）

②妊娠を希望している29歳～50歳*の女性（抗体がある方、過去に風しんにり患した方、予防接種を2回した方を除く。）の夫及び同居家族

③妊婦（抗体が低い方または妊婦健診結果判明前の方に限る。）の夫及び同居家族

※ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんにかかったことがある方、予防接種を2回したことがある方は対象外です。

☆予防接種の対象：以下の①～③にあてはまり、抗体が十分でないと判定された方

①上記の抗体検査を受けた方

②妊婦健診等で抗体検査を受けた方（妊娠中の方、妊娠の可能性のある方を除く。）

③風しんの追加的対策対象者（定期予防接種対象を除く。）で上記抗体検査対象②もしくは③に該当する方

☆医療機関：白鷹町立病院、大森医院、多田医院、新野医院、横沢医院、みゆき整形外科クリニック

不育・不妊治療費助成

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●不育・不妊治療（不育・不妊治療にかかる検査や治療。保険適用・適用外を問いません。）を受けているご夫婦を対象に治療費（県の助成がある場合にはその助成分を除いた自己負担）を助成します。

☆助成額：1年度あたり25万円まで

☆手続き：申請書、受診等証明書、治療したことがわかる領収書、県の助成がある場合は助成決定通知書などを持参のうえ、健康福祉課こども家庭センター係で申請します。

*申請書、受診等証明書の様式は健康福祉課にあります。町ホームページからダウンロードできます。

妊娠確定までの産婦人科受診料支援事業

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●妊婦さんの経済的負担軽減を図るとともに、妊娠の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的として、妊娠判定から妊娠確定までにかかった産婦人科受診料の費用を助成します。

☆助成額：1回の妊娠あたり1万円まで

☆手続き：産婦人科受診後に、申請書、受診したときの医療機関の領収書・診療明細書、身分証明書（保険証や運転免許証など）持参のうえ、健康福祉課こども家庭センター係に申請します。

*申請書は健康福祉課こども家庭センター係にあります。





妊娠したら



妊娠届・母子健康手帳の交付

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●医療機関で妊娠届出書を受け取りましたら、なるべく早く届け出をしましょう。妊婦さんとお子さんの健康のため、妊娠・出産・子育ての記録として活用していただくために母子健康手帳を交付します。事前にお電話等で来所希望日時をお伝えください。

☆手続き：妊娠届出書、マイナンバーがわかるものを持参し、健康福祉課こども家庭センター係に届出をします。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●妊婦さんや子育て世帯の皆様が安心して妊娠・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦さん・子育て世帯の方に、出産・子育て応援給付金を支給します。

【妊娠届出の時】

母子健康手帳を交付



保健師と面談

子育て支援ガイドの活用のすすめ
出産応援給付金の申請



【妊娠8か月の頃】

町から、

アンケートを送付



アンケートに回答・返信



電話・面談

長井市にある“カモミール”
の保健師が担当します

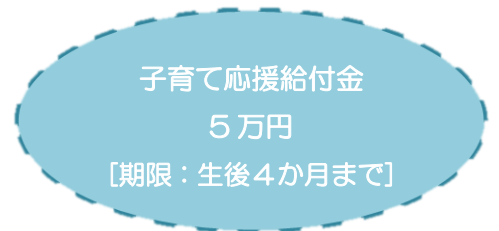
【あかちゃん訪問の時】

家庭訪問



保健師と面談

子育て支援ガイドの活用のすすめ
子育て応援給付金の申請



ニコニコマタニティライフ応援事業

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●妊婦さんが妊婦健康診査の際に安心して通院し、出産にのぞめるよう妊娠中の経済的負担を軽減することを目的に、妊婦さん一人につき3万円を助成します。

☆手続き：母子健康手帳、身分証明書（運転免許証や保険証）、妊婦さん名義の通帳を持参のうえ、健康福祉課こども家庭センター係に申請します。

妊婦健康診査費用の助成

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●妊婦さんとおなかのあかちゃんのために、定期的に医療機関で妊婦健康診査を受けましょう。妊婦健康診査14回分、超音波検査4回分、子宮頸がん検診、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア抗原検査の費用を助成します。母子健康手帳交付時、転入の方には転入時に受診票を交付します。

*里帰りなどで県外の医療機関で妊婦健診を受ける場合には事前にご相談ください。

妊婦歯科健康診査費用の助成

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 妊娠するとむし歯や歯周病になりやすく、歯周病は早産等の原因になることもあります。また、親のむし歯予防は、生まれてくるお子さんのむし歯予防につながります。毎食後のブラッシングや異常がないか健診を受けることなどが大切です。妊婦さんを対象に歯科健康診査を無料で行います。母子健康手帳交付時、転入の方には転入時に受診票を交付します。

マタニティママ&パパサロン

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 妊娠中のママとパパで集まり、出産、子育てについてお話ししたり、学んだりするサロンです。

開催月日	
4月18日(木)	10月25日(金)
6月21日(金)	12月13日(金)
8月22日(木)	2月14日(金)



- ☆時間： 受付9:50 10:00~11:50
- ☆場所： 白鷹町子育て支援センターにこぼーと
- ☆内容： ☺ママ&パパートーク ☺マタニティライフの過ごし方+お産のあれこれ
☺妊娠中の栄養(4月・8月・12月)/歯の健康について学ぼう(6月・10月・2月)
☺あかちゃんのお世話の練習をしよう(お風呂入れなど)
- ☆持ち物： 母子健康手帳、筆記用具
- ☆申し込み： 開催日の3日前まで、健康福祉課こども家庭センター係まで電話等でお申し込みください。

【国民年金の方】産前産後期間の国民年金保険料の免除

問い合わせ：町民課戸籍年金係

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産(死産、流産、早産された方を含む)をいいます。

☆対象者：国民年金第1号被保険者

☆届出時期：出産予定日の6か月前から

☆届出先：町民課戸籍年金係

☆手続きに必要なもの：①出産前の場合…母子健康手帳、医療機関が発行した証明書、その他出産予定日を明らかにできる書類など

②出産後の場合…被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

*届出者本人が窓口で届出書を提出する場合は、マイナンバーカードを提示してください。

【国民健康保険の方】産前産後期間の国民健康保険税の免除

問い合わせ：税務出納課町民税係

- その年度に収める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分が減額されます。多胎の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産(死産、流産、早産された方を含む)をいいます。

☆対象者：国民健康保険被保険者

☆届出時期：出産予定日の6か月前から

☆届出先：税務出納課町民税係

☆手続きに必要なもの：母子健康手帳

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

妊婦インフルエンザ予防接種費用助成【10月～3月】 問い合わせ：健康福祉課健康推進係

- 妊婦さんを対象に、インフルエンザによる感染症予防のための予防接種を実施します。

☆助成額：予防接種費用のうち、1回につき2,000円 ☆助成回数：1回

☆助成方法：接種後に、申請書に領収書を添えて健康福祉課健康推進係に申請します。申請用紙は郵送もしくは母子健康手帳交付時に配付します。



やまがた子育て応援パスポート（県）

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 「やまがた子育て応援パスポート」は、県内外の協賛する企業や店舗で提示すると、割引やポイントの加算などのサービスを受けることができます。妊婦さんと高校3年生までのお子さんがいるご家庭が対象です。母子健康手帳交付時や転入手続きの際に申請方法を記載したチラシを配付しています。
*くわしくは、山形県のホームページをご覧ください。

子育てタクシー（県）

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 妊婦さんが健診や急に病院に行きたいが家族がいない、保育園や学校などに子どもを迎えに行けないなどの時に送迎を行う“子育てに優しい”タクシーです。料金は通常と同じです。
事前にタクシー会社に登録し、予約をして利用します。
白鷹町を運行エリアとしているタクシー会社：朝日観光タクシー（白鷹町）、中央タクシー（長井市）
*くわしくは、山形県のホームページをご覧ください。

身体障がい者等用駐車施設利用証の交付（県）

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 妊産婦（妊娠7か月から産後1年）、身体障がいのある方、知的障がいのある方などを対象に、公共施設やスーパーなどに設置されている障がい者等のための駐車スペースに駐車するための利用証を交付します。
☆申込み（妊産婦）：妊娠7か月以降に母子健康手帳を持参のうえ、健康福祉課福祉係で手続きします。



ご結婚された方へ <結婚新生活支援事業>

- ①結婚して新生活をスタートする新婚世帯を応援するため、新居となる家賃や住宅の購入費、引っ越し費用など最大60万円を補助します！

☆条件 ・夫婦ともに39歳以下 ・夫婦ともに住民税等の滞納がない

・夫婦の前年度所得額が500万円未満 など

（奨学金返済している場合や結婚を機に離職された場合はご相談ください。）

*申請書類等については、健康福祉課子ども家庭センター係にお問い合わせください。

- ②電子マネー5万円相当を進呈します！



お子さんが生まれたら

出生届

問い合わせ：町民課戸籍年金係

- お子さんが生まれたら、出生日から数えて14日以内（出生日を含む）に、お子さんの名前を決めて町民課戸籍年金係に届け出をしましょう。本籍地、住所地または出生地の市区町村役場でも届出ができます。

☆持ち物：出生届書、母子健康手帳、出生連絡票、
保護者【父母の】の通帳（出生祝金の受取・児童手当の受給のため）、
保護者【父母の】の健康保険証（国民健康保険の方は不要です。）
保護者【父母の】のマイナンバーがわかるもの

*出生届書は出生した医療機関から発行されます。

《出生届時の手続き》

- 出生連絡票（妊婦健康診査票のつづりにあります。）を出生届と一緒に提出してください。
後日、あかちゃん訪問に伺うため、保健師等が連絡します。
- 出生祝い金の申請 町民課で手続きをします。
- 健康保険証の申請 国民健康保険の場合……町民課国保医療係で手続きします。
社会保険の場合 ……扶養者の勤務先にお問い合わせください。
- 子育て支援医療証等の申請 町民課国保医療係で手続きをします。
- 児童手当の申請
町民課で手続きをします。受給される方が公務員の場合には勤務先にお問い合わせください。



低出生体重児の届出

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- お子さんの出生体重が2500g未満である場合に、健康福祉課こども家庭センター係に届出が必要となります。届出書については、健康福祉課こども家庭センター係までお問い合わせください。

未熟児養育医療

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担します。健康福祉課こども家庭センター係に申請します。必要な書類等については、健康福祉課こども家庭センター係までお問い合わせください。



白鷹っ子養育事業・出生祝金

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 次代を担うお子さんの健やかな成長を祈念し、お祝いとして、お子さんひとりにつき10万円を贈呈します。出生届時に手続きします。

出産育児一時金

問い合わせ：医療機関、町民課国保医療係

- 母親が加入している健康保険から、お子さん1人につき50万円（出産した医療機関が産科医療補償制度に加入している場合）が出産費用として支給されます。出産する医療機関で手続きを行い、保険者と医療機関との直接のやりとりで支払いが行われます。出産費用が50万円を超える場合は、その超える分を医療機関に支払うことになります。出産費用が50万円に満たない場合には、後日申請することで満たない分が支給されます。

☆出産費用（50万円に満たない分）の申請

国民健康保険の場合……町民課国保医療係で手続きします。

社会保険の場合……扶養者の勤務先にお問い合わせください。

児童手当

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 家庭等の生活の安定とお子さんの健やかな成長に役立てていただくため、保護者等に支給します。受給される方が公務員の場合には所属長から支給されますので、勤務先にお問い合わせください。
- ※申請者は父か母となりますが、収入が多い・対象となる児童を税や健康保険の扶養につけているなど、児童の生計を維持する程度の高い方を申請者としてください。

☆手当額

4月～9月分（10月支給分まで）		10月分から（12月支給分から）	
3歳未満	月額 15,000円	3歳未満	第1子・2子月額 15,000円 第3子以降：月額 30,000円
3歳以上 小学生	第1子、2子：月額 10,000円 第3子以降：月額 15,000円	3歳以上 高校生	第1子、2子：月額 10,000円 第3子以降：月額 30,000円
中学生	月額 10,000円	所得制限なし	
所得制限	所得制限額以上所得上限額未満： 月額 5,000円 所得上限額以上：支給なし		
支給方法	6月、10月の支給月に 前月分までの手当をまとめて支給	12月、2月の支給月に前月分までの手当を まとめて支給	

☆手続き：出生や転入等により新規に受給する場合は、児童手当受給者の健康保険証、児童手当受給者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの、振込みを希望する預金通帳を持参のうえ、町民課もしくは健康福祉課こども家庭センター係で手続きします。

子育て支援医療・しらたか元気っ子事業

問い合わせ：町民課国保医療係

- 0歳児から高校3年生の年齢の方に医療費を助成する制度です。該当する方には医療証を交付します。医療機関で医療証を提示することで医療費の支払いが不要となります。（ただし、保険適用外の医療費は除きます。）

☆手続き：健康保険証、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、扶養者のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参のうえ、町民課国保医療係で申請します。（オンライン申請できます。）



☆県外の医療機関を受診した場合：受診後、申請が必要です。医療機関発行の領収書、健康保険証、医療証、保護者の預金口座のわかるものを持参のうえ、町民課国保医療係で手続きをします。



あかちゃん訪問

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 生後4か月頃までのお子さんがあるご家庭に保健師等が訪問します。お子さんの成長やお母さんの体調の確認を行い、子育てや予防接種などの情報をお伝えします。事前に電話で連絡いたします。

ようこそあかちゃん応援メッセージ・ギフト

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- お誕生をお祝いし、子育てを応援するためにメッセージカードや絵本、子育て情報誌などをプレゼントします。あかちゃん訪問の際にお渡しします。

新生児聴覚検査費用の助成

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 生まれつき耳の聞こえに問題のあるあかちゃんは、1000人に1～2人といわれています。早期に発見し、適切な治療や援助をすることがお子さんのことばの発達のためにとっても大切になります。出産医療機関で実施する新生児の聴覚検査にかかる費用を全額助成します。初回検査と初回検査で要検査となった場合の再検査が対象です。

☆手続き：検査後に、申請書、検査を受けたことがわかる医療機関の領収書等、母子健康手帳を持参のうえ、健康福祉課こども家庭センター係に申請します。あかちゃん訪問の際に申請することもできます。

*申請書は母子健康手帳交付時、妊娠中に転入された場合には転入時にお渡しします。

産後1か月健診費用助成事業

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 産後・出生初期段階にある産婦さん及びお子さん（新生児等）の健康を支援し、また経済的負担軽減をはかることを目的として、母子の産後2週間健診及び1か月健診にかかった費用を助成します。

☆助成額：全額

☆手続き：健診後に、申請書、健診を受けたことがわかる医療機関の領収書・診療明細書、母子健康手帳のコピーを添えて、健康福祉課こども家庭センター係に申請します。あかちゃん訪問の際に申請することもできます。



産後ケア事業

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●助産師等が産後のお母さんやお子さんのところとからだの状態に応じたケア（子育てに関するサポートや乳房ケア）を提供し、お母さんやお子さん、そのご家族が健やかな子育てができるよう支援します。

- ・短期入所…産科医療機関に宿泊し、ケアを受けることができます。
- ・通所、訪問…助産院や自宅でケアを受けることができます。

☆対象となる方

町内に住所がある、もしくは当町に里帰り出産で滞在しているおおむね産後1年以内のお母さんとお子さんと、次の条件に当てはまる方が利用できます。

- ・産後ケア事業を必要とする方
- ・医療行為が必要でない方

☆利用料金

- ・短期入所 … 1泊 1500円
- ・通所、訪問 … 1回 500円

※生活保護・町民税非課税世帯の方は無料です。

☆利用方法

事前に申し込みが必要です。こども家庭センターまでご相談ください。



離乳食クッキングサロン

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●ママたちで交流しながら、楽しく離乳食を学ぶサロンです。管理栄養士さんに相談できます。託児もあります。

開催月日	
5月21日（火）	11月26日（火）
7月9日（火）	1月21日（火）
9月19日（木）	3月25日（火）

☆時間： 10：00～11：30くらいまで

☆場所： 白鷹町健康福祉センター

☆内容： 離乳食のすすめ方についてのお話、調理実習、試食など

☆持ち物： 母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾

託児利用の場合はお子さんに必要なもの（おむつ、おしり拭き、ごみ袋、ミルクなど）

※ファミリー・サポートの協力員さんが託児をします。

☆申込み：開催日1週間前までに、健康福祉課こども家庭センター係までお申し込みください。



子育てをまなぶ・たのしむパパ教室

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●子育てや家事に、積極的に協力的なパパが増えていきます。子育ての方法を学び、こどもや家族と楽しく過ごすためのスキルアップを応援するため、妊婦の夫や父親を対象とした子育て教室を開催します。

日 時	内 容
10月14日（月・祝）	【まなぶ】パパ・ママ 家族仲良しの秘訣とは…
	【たのしむ】こどものこころに響く絵本の読み聞かせ
11月 4日（月・祝）	【まなぶ】パパのこどもへの影響って偉大！ 父親が育児参加することのこどもへのメリット
	【たのしむ】親子で、家族で、たのしく運動
11月23日（土・祝）	【まなぶ】ストレスとの向き合い方・ 正しい上手な叱り方
	【たのしむ】親子で、家族で、栄養満点クッキング

☆場所：白鷹町子育て支援センターにこぼーと など

☆健康福祉課こども家庭センター係までお申込みください。



乳幼児健診

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●お子さんの心身の発育状態などを確認し、異常があった場合の早期発見や子育てに関する相談等を行うための健康診査を行います。

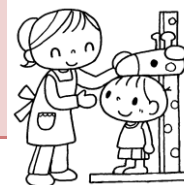
対象となる方については、健診時期が近づきましたら、郵送にてご案内します。

☆場所：白鷹町子育て支援センターにこぼーと

3か月・9か月児健診		
3か月児	9か月児	
<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体測定 ・内科診察 ・子育て、離乳食についてのお話 ・子育て、栄養相談 		
日にち	対 象	対 象
4月10日（水）	令和5年12月生	令和5年 6月生
5月 8日（水）	令和6年 1月～2月8日生	令和5年 7月～8月8日生
7月 3日（水）	令和6年 2月9日～3月生	令和5年 8月9日～9月生
8月 7日（水）	令和6年 4月生	令和5年10月生
9月 4日（水）	令和6年 5月生	令和5年11月生
10月 9日（水）	令和6年 6月～7月9日生	令和5年12月～令和6年1月9日生
12月 4日（水）	令和6年 7月10日～8月生	令和6年 1月10日～2月生
1月 8日（水）	令和6年 9月生	令和6年 3月生
2月 5日（水）	令和6年10月生	令和6年 4月生
3月 5日（水）	令和6年11月生	令和6年 5月生

1歳6か月児健診

- ・問診
- ・身体測定
- ・子育て相談
- ・内科診察
- ・歯科診察
- ・栄養相談（管理栄養士）
- ・ブラッシング指導、フッ素塗布
- ・ことばの相談（言語聴覚士）



日にち	対象
5月15日（水）	令和4年9月～10月15日生
7月24日（水）	令和4年10月16日～11月生
9月18日（水）	令和4年12月～令和5年2月15日生
11月13日（水）	令和5年2月16日～4月生
1月15日（水）	令和5年5月～6月生
3月12日（水）	令和5年7月～8月生

2歳児歯科健診

- ・問診
- ・歯科診察
- ・ブラッシング指導、フッ素塗布
- ・むし歯予防のお話
- ・子育て相談
- ・栄養相談（管理栄養士）



日にち	対象
6月12日（水）	令和3年9月～11月生
9月11日（水）	令和3年12月～令和4年2月10日生
12月11日（水）	令和4年2月11日～5月生
3月19日（水）	令和4年6月～8月生

3歳児健診

- ・問診
- ・身体測定
- ・視力検査、ささやき声検査（聴力検査）
- ・内科診察
- ・歯科診察
- ・栄養相談（管理栄養士）
- ・尿検査
- ・ことばの相談（言語聴覚士）
- ・ブラッシング指導、フッ素塗布
- ・子育て相談（公認心理師）

日にち	対象
4月25日（木）	令和2年9月～10月25日生
6月27日（木）	令和2年10月26日～12月15日生
8月29日（木）	令和2年12月16日～令和3年1月生
10月17日（木）	令和3年2月～3月20日生
12月19日（木）	令和3年3月21日～6月20日生
2月20日（木）	令和3年6月21日～8月生

3歳児眼科健診

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●3歳児健診を受診し4歳になる前までのお子さんを対象に、弱視等の眼科異常を早期発見し、適切な治療につなげることを目的に眼科医師による眼科健診を行います。

☆方法：3歳児健診の時に受診券を配付します。桑島眼科医院（長井市）を受診し、健診を受けます。

すくすく発達相談

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- お子さんの発達や言葉に関する悩みや不安について、お子さんのこころの発達に詳しい公認心理師が相談をお受けします。一人1時間程度の個別の相談で、予約制です。

日 時	
4月25日(木) 午前	5月22日(水) 午後
6月27日(木) 午前	7月10日(水) 午後
8月29日(木) 午前	9月9日(月) 午後
10月1日(火) 午後	10月17日(木) 午前
11月5日(火) 午後	11月19日(火) 午後
12月19日(木) 午前	1月10日(金) 午後
2月20日(木) 午前	3月7日(金) 午後

小学校入学に向けた
《すくすく就学相談会》
7/23 午後
町教育委員会が
担当します。

☆場所：白鷹町健康福祉センター

☆事前に健康福祉課こども家庭センター係までお申込みください。

ペアレント・トレーニング

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 幼児から小学生のお子さんを持ち、お子さんへの接し方を学びたい保護者の方を対象に、お子さんへの肯定的な働きかけを学び、子育ての困りごとを軽減し、お子さんの発達促進や行動改善につながるよう公認心理師によるペアレント・トレーニングを実施します。

☆場所：白鷹町子育て支援センターにこぼーと

☆日程、内容



	日時	内容
1回目	6月17日(月) 終日	公認心理師の先生とお話、1人30分面談
2回目	7月 8日(月) 10:00~11:30	こどもの行動を3つに分ける
3回目	7月26日(金) 14:00~15:30	こどもの行動に肯定的な注目を与える
4回目	8月 9日(金) 14:00~15:30	こどもの行動の否定的な注目を取り去る①
5回目	8月30日(金) 14:00~15:30	こどもの行動の否定的な注目を取り去る②
6回目	9月12日(木) 14:00~15:30	効果的な指示の出し方
7回目	9月26日(木) 14:00~15:30	まとめ

☆申込み：健康福祉課こども家庭センター係までお申し込みください。

◎「子育て講演会」 10月22日(火) 10:00~ 会場：子育て支援センターにこぼーと
対象：妊婦さん、子育て中の方

保育園・こども園巡回相談

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 保育園・こども園に入所しているお子さんが、心身ともにより健康に過ごせるよう、年間3回程度保健師、公認心理師、教育委員会担当等が保育園・こども園に訪問します。



定期予防接種

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

●お子さんの健康と感染症予防のための予防接種を実施します。接種費用の自己負担はありません。

予防接種名		対象者	接種間隔・回数等
ロタウイルス	1 価	6 週～24 週	27 日以上の間隔をあけて 2 回（1 回目は、14 週 6 日までに）
	5 価	6 週～32 週	27 日以上の間隔をあけて 3 回（1 回目は、14 週 6 日までに）
ヒブ感染症		2 か月～ 5 歳未満	<2 か月～7 か月に至るまでに開始した場合> 初回：27 日（医師が認めた場合には 20 日）以上（標準：20 日～56 日）の間隔をあけて 3 回 追加：初回終了後、7 か月以上（標準：7 か月～13 か月）の間隔で 1 回
小児用肺炎球菌感染症		2 か月～ 5 歳未満	<2 か月～7 か月に至るまでに開始した場合> 初回：12 か月までに 27 日以上の間隔をあけて 3 回 追加：初回終了後、60 日以上の間隔をおいて、かつ生後 12 か月～15 か月に至るまでの間を標準として 1 回
B 型肝炎		1 歳になる前	27 日以上の間隔をあけて 2 回 1 回目から 139 日(20 週)以上あけて 1 回
5 種混合 (ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風・ヒブ)		2 か月～ 7 歳 6 か月未満	1 期初回：20 日以上の間隔をおいて 3 回 1 期追加：3 回目終了後、6 か月以上（標準：12 か月～18 か月）あけて 1 回
2 種混合 (ジフテリア・破傷風)		11 歳以上 13 歳未満	1 回
麻しん・風しん		1 期：1 歳 2 期：年長	1 期：1 回 2 期：1 回
水痘		1～3 歳未満	3 ヶ月以上、標準的には 6 か月～12 か月の間隔をおいて 2 回
日本脳炎		1 期：6 か月～ 7 歳 6 か月未満 (初回 3 歳追加 4 歳) 2 期 9 歳～ 13 歳未満	1 期初回：6 日以上（標準：6 日～28 日）の間隔をおいて 2 回 1 期追加：2 回目から 6 か月以上（標準おおむね 1 年）あけて 1 回 2 期：1 回 ※1 期終了後、おおむね 5 年の間隔をおいて接種することが望ましい。
H7 年度～H18 年度生 :20 歳未満			
BCG		1 歳未満	1 回
子宮頸がん予防		小学 6 年～ 高校 1 年相当 (女性)	サーバリックス (2 価)：1 回目を 0 月として、2 回目は 1 か月後、 3 回目は 1 回目から 6 か月後 ガーダシル (4 価)：1 回目を 0 月として、2 回目は 2 か月後、 3 回目は 1 回目から 6 か月後
平成 9～17 年度生の女子も対象となります			シルガード (9 価) 15 歳未満：5 か月以上の間隔をあけて 2 回 15 歳以上：1 回目を 0 月として、2 回目は 2 か月後、 3 回目は 1 回目から 6 か月後

☆接種方法

- ・就学前までの期間に使用する予診票は出生届時に配付します。
転入された場合には健康福祉課にて接種歴を確認し、必要な予診票をお渡しします。
- ・接種を希望する医療機関に直接電話等で予約をし、予防接種を受けます。母子健康手帳と予診票を忘れずに持参しましょう。小冊子「予防接種とこどもの健康」を読んで、よく理解した上で接種するようにしましょう。
- * 白鷹町、長井市、飯豊町、小国町以外にある医療機関（きじまキッズクリニックは除く）で予防接種を受ける場合には、予防接種券が必要です。事前に健康福祉課健康推進係にお申込みください。
- * 県外の医療機関で予防接種を受ける場合には事前にご相談ください。

おたふくなどの任意予防接種…

料金は自己負担ですが、感染症やその重症化を予防します。
接種希望の場合は、かかりつけ小児科等にご相談ください。

小児インフルエンザ予防接種費用助成【10月～1月】 問い合わせ：健康福祉課健康推進係

●6か月から中学3年生を対象に、インフルエンザによる感染症予防のための予防接種を実施します。

☆助成額：予防接種費用のうち、1回につき2,000円

☆接種回数：6か月から13歳未満 2回、13歳以上 1回

☆方法：①【白鷹町・長井市の医療機関、きじまキッズクリニック、公立置賜総合病院で接種する場合】接種を希望する医療機関に予約し、予防接種を受けます。医療機関から助成費用（2,000円）よりかかった接種費用が請求されますので、お支払ください。
②【①以外で接種する場合】接種を希望する医療機関に予約し、予防接種を受けます。いったん全額費用をお支払いください。後日、健康福祉課健康推進係に申請書と領収書等を提出すると、助成費用（2,000円/回）を指定の口座に振込みます。



家庭教育講座

問い合わせ：教育委員会・農政課・健康福祉課

●白鷹町の子育て情報や食育への取り組みなどを紹介する情報誌「ほんわか通信」を年4回発行しています。ぜひご覧ください。また、白鷹町の郷土料理を親子で作る“ごっつおづくり”などの料理教室も開催しますので、ぜひご参加ください。



積み木のプレゼント（木育推進事業）

問い合わせ：林政課林業振興係

●9か月児健診で、お子さんに白鷹町産スギ製の積み木をプレゼントします。木の良さを親子で体感し、木への親しみを深めましょう。塗料などを使っていないため安心して遊ぶことができます。

絵本のプレゼント

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●1歳6か月児健診で、お子さんに絵本をプレゼントします。絵本の読み聞かせは、親子のあたたかいふれあいの機会となり、またお子さんのこころやことばの発達により影響があります。



子育て支援センター「にこぽーと」 ☎87-0083

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

●あかちゃんから小学校低学年のお子さんとおうちの方が、自由に遊ぶことのできる施設です。

育児講座や身体測定（月1回）なども行っています。ぜひ気軽にご利用ください。

☆場所 鮎貝7002番地 さくらの保育園のとなり

☆利用日 日曜日～金曜日

☆利用時間 9:30～12:00、13:00～15:30

☆休館日 毎週土曜日、12月31日～1月3日



保育園・こども園開放

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 町内の各保育園・こども園で園内や園庭を開放します。園の雰囲気に触れたり、一緒にお友達と遊んだりできます。日によっては園の行事に参加できます。

保育園・こども園に入所していないお子さんと保護者等が対象となります。

	さくらの保育園	ひがしね保育園	愛真こども園	よつばこども園
住所	鮎貝 7001 番地	畔藤 5277 番地	荒砥乙 721 番地 1	十王 4354 番地
電話	87-0081	85-5218	85-3160	85-0084
実施曜日	水曜	水曜	水曜	火曜
実施時間	9:30~11:00	9:30~11:00	10:00~11:00	10:00~11:00

*年度はじめや年度末は実施しない場合があります。

☆申込み：直接、園にお問合せください。

ファミリー・サポート・センターによる預かり支援

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- ファミリー・サポートとは、子育ての支援を受けたい方と子育てを応援できる方で構成される会員組織で、その会員相互による子育て援助活動です。お子さんをみてくれる人がいないなど支援を受けたい方（利用会員）にたいして、子育てを応援したい方（協力会員）がお子さんを預かり、子育ての支援をします。白鷹町に在住の方、白鷹町に勤務する方のおおむね 1 歳～12 歳までのお子さんをお預かりします。

☆料金

平日 7:00～19:00	1 時間 600 円
それ以外の時間	1 時間 700 円
土曜・日曜・祝日	1 時間 700 円※

※休日保育のニーズに対応するため、土曜・日曜・祝日等の 2 時間 30 分以上の利用について、費用の一部を助成します。

助成額：2 時間半…300 円、3 時間…600 円、3 時間半…900 円

4 時間以上…1 時間あたり 300 円

- ・兄弟で預ける場合には、2 人目以降は利用料金の半額となります。

☆申込み 登録、申込先：白鷹町子育て支援センター「にこぼーと」 ☎0238-87-0083

- ・支援を受けたい方は、事前に利用会員に登録します。
- ・利用したい日の 3 日前までに利用の申込みをします。
- ・初めて利用する方は協力会員の方と顔合わせがあります。

*協力会員も随時受付しています。



一時保育

問い合わせ:健康福祉課こども家庭センター係

- 保護者の疾病・入院、子育て負担軽減、その他の理由によりお子さんの保育が一時的に必要な場合に保育園・こども園を利用できます。保育園・こども園に入所していないお子さんが対象です。

	さくらの保育園	ひがしね保育園	愛真こども園	よつばこども園
住所	鮎貝 7001 番地	畔藤 5277 番地	荒砥乙 721 番地 1	十王 4354 番地
電話	87-0081	85-5218	85-3160	85-0084
運営主体	社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会		社会福祉法人 白鷹会	
受入年齢	0 歳 ~ 就学前			
実施時間	8:30 ~ 16:30 ※延長等については、相談に応じます(料金別途)。			
実施曜日	月曜 ~ 土曜			

☆料金

年齢	4 時間未満	4 時間以上
3 歳未満	1,250 円~1,500 円	2,500 円~3,000 円
3 歳以上	1,000 円~1,100 円	2,000 円~2,200 円



*家庭状況によって無償となる場合があります。事前に健康福祉課にお問い合わせください。

*4 時間以上の利用の場合は食事の提供がある場合があります。園に直接お問い合わせください。

☆申込み：利用したい保育園・こども園に利用日 2 日前までに直接申し込みをします。

保育園・こども園への入所

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- お子さんの保育が必要な場合やこども園での教育を希望する場合に保育園やこども園に入所することができます。

	さくらの保育園	ひがしね保育園	愛真こども園	よつばこども園
住所	鮎貝 7001 番地	畔藤 5277 番地	荒砥乙 721 番地 1	十王 4354 番地
電話	87-0081	85-5218	85-3160	85-0084
運営主体	社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会		社会福祉法人 白鷹会	
定員	130	60	90	70
受入年齢	0 歳 ~ 就学前			
開所時間	7:00 ~ 19:00			
特別保育	時間延長	時間延長	時間延長	時間延長
通園バス	あり	あり	なし	あり

☆認定区分

認定区分	年齢	利用できる施設
1号認定【保育を必要とせず、教育を希望する】	満3歳以上	認定こども園(教育部分)
2号認定【保護者の就労や疾病等で保育が必要】	満3歳以上	保育所・認定こども園(保育部分)
3号認定【保護者の就労や疾病等で保育が必要】	満3歳未満	保育所・認定こども園(保育部分)

☆料金：利用料、副食費は無償です。

☆申込み：健康福祉課こども家庭センター係までご連絡ください。

- ・4 月からの入所については、前年秋頃に申込みを受付します。町報にてお知らせします。
- ・年度途中の入所については、随時受付します。妊娠中から相談することができます。



働くパパ&ママ子育て応援事業

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 子育て中の働くパパ・ママの子育て支援、経済的負担を軽減するために、他市町の病児保育施設を利用した際の利用料の一部（上限 2,000 円）を助成します。

☆申請方法：病児保育施設を利用した際の領収書等を添付して、健康福祉課こども家庭センター係に申請します。詳しくはお問合せください。

こどもの歯の健康教室

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係、教育委員会学校教育係

- こどもの歯の健康は、生涯の歯の健康づくりへの影響が大きく、身体の状態（生活習慣病）とも関連があります。こども自身（未就学児については保護者含む）が歯科の健康に興味をもち、正しい歯磨きができ、将来にわたってよりよい口腔内の健康を保つことができるよう歯科衛生士による歯の健康教室を各保育園・こども園、小・中学校で行います。



小・中学校の学区について

問い合わせ：教育委員会学校教育係

- 小・中学校は所在地により入学する学校が指定されています。

<お住まいの地区と指定する小・中学校の一覧>

通学区域（お住まいの地区）	学校名
東高玉区、西高玉区、西横田尻区、東横田尻区、山口区（蚕桑 20 町内の 6 組を除く）	蚕桑小学校
鮎貝区、高岡区、深山区、山口区（蚕桑 20 町内の 6 組）	鮎貝小学校
荒砥第一区、荒砥第二区、仲町区、貝生区、菖蒲区、下山区、佐野原区、大瀬区、杉沢区（東部 4 町内）、十王区、萩野区、滝野区、中山区	荒砥小学校
浅立区、広野区、小山沢区、町下区、杉沢区（東部 4 町内を除く）	東根小学校
【町内全域】	白鷹中学校

ランドセル贈呈

問い合わせ：教育委員会学校教育係

- 小学校入学をお祝いし、ランドセルを贈呈します。ランドセルは町内でかばん製造を行っている「らんどーる山形」が製造しています。

詳細については、町報や年長児へ配布するチラシでお知らせします。

☆対象：白鷹町に住所があり、町内小学校もしくは県内特別支援学校小学部へ入学予定の方

☆申込み：7 月頃、見本品を展示します。申請書を教育委員会に提出します。



就学援助制度

問い合わせ：教育委員会学校教育係

- 小・中学校に在学（就学）するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

☆対象：経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒

☆援助内容：学用品費・給食費ほか

☆提出書類：申請書、家族全員の給与等の所得のほか、児童手当、児童扶養手当、年金等を受給されている場合は金額がわかる書類のコピーを添付してください。

☆提出期限：毎年 1 月 31 日（年度途中の場合は随時受付）

☆提出先：通学している（予定の）小・中学校

特別支援教育就学奨励制度

問い合わせ：教育委員会学校教育係

- 小・中学校に在学（就学）する障がいのあるお子さんや特別支援学級に就学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

（就学援助制度に該当している場合は対象外となります。）

☆援助内容：学用品費・給食費ほか

☆提出書類：申請書（通学している小・中学校からお渡しします。）

添付書類は就学援助制度と同じです。

☆提出先：通学している小・中学校

放課後児童クラブ

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 保護者の方の就労などにより、放課後や土曜日、長期休業など家庭での保育をうけられない小学生が利用できます。一時的な利用や放課後等デイサービス（福祉サービス）との併用もできます。

		蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼル イン しらたか	東根っ子クラブ
設置場所		蚕桑地区コミュニティセンター内	子育て支援センター内	愛真こども園敷地内	東根小学校内
電話		87-1188	87-0084	85-3160	090-9270-8122
運営主体		社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会	社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会	社会福祉法人 白鷹会	社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会
時間	月～金曜	下校時間～19:00	下校時間～19:00	下校時間～19:00	下校時間～19:00
	土曜/長期休業/ 学校代休	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
休所日		日曜・祝日・お盆 年未年始	日曜・祝日・お盆 年未年始	日曜・祝日 年未年始	日曜・祝日・お盆 年未年始
登録料		無料			
保険料		年額 800 円			
費用	小学 1～3 年生	通常利用月額 7,000 円（その他の費用はクラブにより異なります。）			
	小学 4～6 年生	通常利用月額 6,000 円（その他の費用はクラブにより異なります。）			

☆申込み：随時受け付けています。希望の放課後児童クラブに必要な書類を提出し申込みます。

げんき弁当こども料理教室

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

- 食育の取り組みとして、各地区で、小学生を対象に、町内産食材を使った弁当の調理実習を行います。町内の各学校で行っている「弁当の日」の取り組みの後押しとして、またこども達が食への感謝、いのちの大切さを実感できる機会として実施します。小学校等をとおして、実施日時や申込みのお知らせをします。ぜひご参加ください。



こどもの健康づくり健診

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

- 小学5年生と中学2年生の希望者を対象に、早いうちから生活習慣病を予防し、よりよい健康づくりを支援するための健診を実施します。お子さんの健康状態を確認するよい機会ですので、ぜひ受診しましょう。対象となるお子さんには、詳細についてご案内します。

☆内容：身体計測（身長、体重、腹囲）、血圧測定、血液検査（血糖・脂質・尿酸・肝機能・貧血）

☆場所：医療機関（大森医院、多田医院、新野医院、横沢医院、さとう小児科医院）

☆料金：無料



しらか^{けんこう}か健紅マイレージ

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

- 健康づくり活動をポイント化し、健康づくりを応援します。ポイントが貯まると特典があります。

☆対象：小学生以上の町民と町内高等学校に在学する方（令和7年4月1日現在年齢）

☆内容：①記録票を手に入れ、ポイントを貯めます。

- ・記録票の設置場所：健康福祉センター、各地区コミュニティセンターなど
- ・目標を決め、ポイントを記録する。

②ポイントが貯まったら、特典をうけます。

- ・健康福祉課健康推進係に記録票を提出
- ・特典（1）「やまがた健康づくり応援カード（県内の健康づくり協力店でサービスを受けることができる）」の交付（19歳以上の方）
- （2）上位入賞の方にステキな商品をプレゼントします。

元気ニコニコ健康まつり

問い合わせ：健康福祉課健康推進係

- 「笑顔かがやき ころかよう 健康のまち ～みんなでつなげる・広げる健康づくりの輪～」をテーマに健康づくりに関する様々な取り組みを行います。ライフステージに合わせて楽しめる内容です。ぜひ、ご参加ください。



障がいがある方への主な支援

小児慢性特定疾病医療費助成制度（窓口：置賜保健所）

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている方に日常生活用具を給付する事業です。

《日常生活用具の種目》

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネプライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

※身体障害児の補装具、重度障害児・者日常生活用具給付等事業の対象となっている方は対象とはなりません。

育成医療

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 身体に障がいのある児童が、指定された医療機関から、身体上の障がいが軽減され、日常生活を容易に送られるよう必要な医療を受けた場合、医療に要した費用（保険適用分）の一部について支給する制度です。

☆対象：18歳未満の身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で手術等で確実な治療効果が期待できる方

☆申込み：健康福祉課福祉係に申請します。詳細はお問い合わせください。

身体障害者手帳の交付

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 身体障がい児・者が福祉制度を利用するために必要な手帳を交付します。（障害等級 1 級～6 級）

☆対象：身体に永続的な障がいがあり、その障害の程度が身体障害者障がい程度等級表に該当する方

☆申込み：健康福祉課福祉係に申請します。詳細はお問い合わせください。

☆主な福祉サービス：自立支援医療費の給付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、交通運賃割引、福祉タクシー券交付、自動車税等の減免、自立支援給付事業及び障害児通所給付事業

療育手帳の交付

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 知的障がい児・者が福祉制度を利用するために必要な手帳を交付します。（障害等級 A、B）

☆対象：児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいの判定を受けた方

☆申込み：健康福祉課福祉係に申請します。詳細はお問い合わせください。

☆主な福祉サービス：交通運賃割引、福祉タクシー券交付、自動車税等の減免、自立支援給付事業及び障害児通所給付事業

特別児童扶養手当

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

☆対象：精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父や母、または養育者

*次の場合には対象になりません。

- ・所得が一定以上の場合
- ・対象児童が児童福祉施設に入所している場合

☆内容：4月・8月・11月の3期に分けて支給します。

障がい等級	1級	2級
手当月額	55,350円	36,860円

※詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当の支給

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を支給します。

☆対象：次のいずれにも該当する方

- ①病院等に3か月以上入院していないこと
- ②施設に入所していないこと
- ③本人及び扶養義務者の所得が一定額を超えていないこと

☆内容：5月・8月・11月・2月の4期に分けて支給します。

手当月額 15,690円（20歳未満）

自立支援給付事業及び障害児通所給付事業

問い合わせ：健康福祉課福祉係

- お子さんの発達や自立を支援するために必要な障がい福祉サービスを利用できます。

- ・障害児通所給付…児童発達支援（未就学の児童に、個々の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達支援を行う）

放課後等デイサービス（就学している児童に、放課後又は長期休暇中に、個々の状況に応じた発達支援を行う）

保育所等訪問支援（教育・保育施設や学校などに通う児童に対し、支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行う）

- ・介護給付…ホームヘルプ、生活介護、ショートステイ、施設入所支援等のサービス

※詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。

重度心身障がい（児）者への医療給付

問い合わせ：町民課国保医療係

- 身体上または精神上著しい障がいのある方の医療費を助成する制度です。該当する方には重度心身障がい（児）者医療証を交付します。

☆対象：次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ③療育手帳A所持者 など

※ただし、町民税の所得割額が235,000円以上の方は対象外となります。

※詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。



ひとり親家庭への主な支援

児童扶養手当

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- ひとり親の方や親にかわってこどもを養育している方に、生活の安定・自立の促進とともに、お子さんのすこやかな成長を願って支給されます。

☆対象：18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がい状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

*次の場合には対象になりません。

- ・所得が一定以上の場合
- ・対象児童が里親に委託されている場合
- ・対象児童が児童福祉施設に入所している場合

*手当を受けてから5年を経過した方については、就労等の実績がない場合、手当額の一部が制限されます。

☆内容：奇数月（年6回）に2か月分が支給されます。

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 45,500円	月額 10,740～45,490円
2人目	10,750円を加算	5,380～10,740円を加算
3人目以降（1人につき）	6,450円を加算	3,230～6,440円を加算

*所得額によって支給額が変わります。所得限度額を超えた場合は、支給停止となります。

※詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。

ひとり親家庭子育て生活支援事業（県）

問い合わせ：健康福祉課こども家庭センター係

- 保護者がけがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで、一時的に家事や子育てができないとき、または未就学児を養育している家庭が就業上の理由による場合には定期的に、家庭生活支援員が子どもの預かりや生活のお手伝いをします。所得等に応じて1時間あたり0円～300円の自己負担があります。（原則として、小学校修了前の児童を養育しているご家庭が対象です。）

※事前の登録が必要です。詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。

ひとり親等医療給付

問い合わせ：町民課国保医療係

- ひとり親家庭等の医療費を助成する制度です。該当する方にはひとり親家庭等医療証を交付します。

☆対象：18歳以下の児童を扶養している方で次のいずれかに該当する方

- ①配偶者のいない方及びその児童
- ②配偶者が重度の心身障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童
- ③父母のいない18歳以下の児童
- ④DV防止法に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方及びその方に扶養されている児童

※ただし、所得制限などにより対象外となる場合があります。

詳細や申請方法等についてはお問い合わせください。



お子さんが急な病気にかかったとき

■長井西置賜休日診療所

日曜日、祝日、年末年始の急病時、休日診療所をご利用ください。

住所：長井市ままの上 7 番 10 号（長井市保健センター内）

電話番号：0238-84-5799

診療科目：内科、小児科

受付時間：8:30～11:30、13:00～16:30

診療時間：9:00～17:00

■山形県小児救急電話相談

夜間の子どもの急病時、病院に行ったほうがいいかどうか判断に迷ったときにご利用ください。

医師の支援体制のもと、看護師が相談に応じます。

相談時間：毎日 18:00～翌朝 8:00

電話番号：#8000（県内プッシュ回線、携帯電話）

023-633-0299（ダイヤル回線、IP 電話、PHS）

■山形県医療機関情報ネットワーク

県内の救急病院や休日夜間診療所などの情報を掲載しています。

URL：<http://www.pref.yamagata.jp/medical-net/>

■こどもの救急ホームページ（社団法人日本小児科学会）

夜間や休日など診療外に、病院に行ったほうがいいのか判断の目安を提供しています。

<http://kodomo-qa.jp/>



しらたかまちの病院・医院

名称	所在地	電話番号
白鷹町立病院	白鷹町大字荒砥甲 501 番地	85-2155
新野医院	白鷹町大字鮎貝 1077 番地	85-2263
多田医院	白鷹町大字荒砥甲 1055 番地	85-2007
横沢医院	白鷹町大字横田尻 5379 番地 1	87-2207
大森医院	白鷹町大字荒砥乙 3282 番地	85-3636
みゆき整形外科クリニック	白鷹町大字十王 5059 番地 13	85-5533
佐藤歯科医院	白鷹町大字荒砥乙 1018 番地	85-2422
五十嵐歯科医院	白鷹町大字荒砥甲 955 番地	85-2075



しらたかまちの住まいに関する情報

子育て支援住宅「みらい」

問い合わせ：建設課管理係

●小学校就学前のお子さんのいる夫婦世帯が入居できる「子育て支援住宅」が16棟あります。

☆住宅の概要

- ・所在地：白鷹町大字鮎貝 7341 番地
- ・構造：木造平屋建
- ・間取り：2LDK (78㎡)
- ・駐車場：1戸あたり2台のスペース
- ・設備：<1~12号>IHキッチンヒーター、床暖房、食洗器、エコキュート
<13号~16号>IHキッチンヒーター、エアコン、食洗器、エコキュート
- ・家賃：2子までを扶養する方 35,000円/月、3子以上を扶養する方 30,000円/月

☆入居資格：

- ・子を持つ夫婦世帯で、お子さんが小学校就学前であること（1人以上）
 - ・公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと など
- ※一番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

☆入居の募集・申込み：町報やホームページでお知らせします。

住宅関連の施策

問い合わせ：建設課都市・住宅係

□住宅リフォーム支援事業

令和6年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要				
	対象工事	補助率・上限		
		世帯要件	通常	空き家活用
一般型	①減災・部分補強（防災ベッドまたはシェルターの設置など）	なし	80%・30万円	80%・30万円
	②寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策など） ③バリアフリー化（段差解消や手すり設置など） ④克雪化（雪止めや融雪設備設置など） ⑤県産木材使用（構造材、内装などに使用）		10%・12万円	20%・22万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 20%・17万円
移住・定住促進型	一般型の①	移住 新婚 子育て	80%・30万円	80%・30万円
	一般型の②~④		30%・30万円	40%・40万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 40%・35万円

【用語の説明】

- 減災対策
住宅内に防災ベッド、耐震シェルターの設置、または同等の居室補強工事
- 移住・定住促進型
・県外からの移住世帯
平成31年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯
・新婚世帯
婚姻した日から5年以内の世帯
・子育て世帯
平成18年4月2日以降に出生した方と同居する世帯（出産予定を含む）
- 空き家活用（減災対策工事を除く）
空き家を購入しリフォームを行う工事

【申請者（施主）の要件】

- ・白鷹町内に住所を有するものであること（補助金交付申請時には本町に住所を有しないが、実績報告時までに本町に転入し、居住する者を含む）
- ・町税などの滞納がないこと ほか

【その他制度との併用】

- ・白鷹町商工会が実施する「町産材等木造建築推進事業」の併用ができます。
- （介護保険制度などとの併用は不可）



※イメージ

□木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

- ▶募集件数 先着3件（補強計画まで実施する場合）
- ▶診断料 10,000円 ▶作成料 15,000円



□木造住宅耐震改修事業

木造住宅耐震診断士派遣事業の耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額（上限80万円）を補助します。

- ▶募集件数 先着2件



工事着工後の申請は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎85-6140

□子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金

対 象	住宅（新築）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助
補助金額	◇若者世帯…60万円（世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円（町内に転入する世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します。 ※町税などの滞納がないことが要件となります。 ※中古住宅の場合は対象外となります。

□若者向けアパート供給支援事業補助金

対 象	賃貸住宅（新築）
事業内容	若者の人口流出の抑制や町内への移住促進を図ることを目的として賃貸住宅の建設を促進するため、町内に賃貸住宅を整備する個人や法人に対する補助
補助金額	1戸あたり50万円、または工事費の10%のいずれか低い額とし、500万円を上限とする。

■町産材等木造建築推進事業

町内の森林資源の循環を促すため、町産材等木造建築推進事業に取り組みます。この事業は白鷹町商工会が事業主体となって行うもので、町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

区分	新築	増・改築、修繕など
対象物件	付属建物（車庫、作業所および物置） 町産材を1㎡以上利用する住宅・店舗	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所および物置）
対象工事	全体工事費のうち、木工事が25%以上または100万円以上のこと	
対象工事金額の下限	30万円以上の対象工事	
施工業者	町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること	
申請者（施主）の要件	■白鷹町内に住所を有する者 ■町税などの滞納がないこと	
支援内容（補助額）	工事費	工事費の10%以内（上限10万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費	上限30万円（付属建物は上限20万円） 上限10万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	

■省エネ住宅促進事業

温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止を推進するため、省エネルギー性能の高い新築住宅（新築建売住宅の購入も含む。）への支援を実施します。事業主体は白鷹町商工会で、町内の施工業者が新築工事を行う木造住宅が対象となります。【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

対象物件	住宅の省エネルギー性能が確認できる認定証等（やまがた省エネ健康住宅、建築物省エネルギー性能表示制度 他）の交付を受けた新築の木造住宅
対象期間	住宅の引き渡しまたは認定証等の交付のいずれか遅い方が令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間に行われること
申請者（施主）の要件	・白鷹町内に住所を有する（または年度末までに住所を異動することを確約する）方 ・町税などの滞納がない方 ・町内に本人が居住する戸建て住宅であること
施工業者	白鷹町商工会員であり、かつ施工が可能な業者
支援内容	1件あたり30万円（定額）



しらたかまちのおでかけ・遊び場スポット ♪

名 称	所在地/電話番号	内 容
白鷹町営スキー場	中山 2801 番地 ☎87-2215	12月下旬から3月中旬まで 時間：9:00～16:30 17:30～21:00（ナイター） 大きなそり乗り場があります。 毎月第3日曜日は、小学生以下のお子さんはリフト無料♪
パレス松風 白鷹森林公園キャンプ場	十王 5687 番地 8 ☎85-1001	日帰り温泉や宿泊施設があります。 ローラーすべり台やアスレチック、キャンプ場もあります。
フラワー長井線	荒砥駅： 荒砥甲 1196 番地 ☎85-2016	荒砥駅～赤湯駅を運行している鉄道です。 おでかけに利用しよう。
町民プール	荒砥乙 1158 番地 白鷹中学校体育館北側	7月中旬から8月中旬まで 時間：9:00～16:00 一部浅いプールもあります。※幼児が利用する場合、保護者同伴
道の駅白鷹ヤナ公園 （あゆ茶屋）	下山 661 番地 1 ☎85-5577	日本最大級の観光ヤナ場があります。焼きたての鮎やさまざまな鮎料理を食べることができます。 春には、川幅いっぱいこいのぼりが飾られます。
どりいむ農園	畔藤 9053 番地 30 ☎85-2922	白鷹町の新鮮でおいしい農産物、加工品が購入できます。 営業時間 9:00～18:00
子育て支援センター 「にこぽーと」	鮎貝 7001 番地 ☎87-0083	室内遊び場で、あかちゃんから小学校低学年のお子さんとおうちの方が、自由に遊ぶことのできる施設です。 開館：日曜～金曜日、9:30～12:00、13:00～15:30 休館：土曜日、12月31日～1月3日
白鷹町立図書館	荒砥甲 833 番地 ☎87-0217	子ども向け「おはなしのひろば」でゆっくり楽しく本に親しめます。“読書通帳”も作れます♪ 開館：9:00～19:00 休館：毎月第2・第4木曜日、年末年始、蔵書点検時
めぐりや健康公園	荒砥甲 645 番地 1 健康福祉センター隣	芝生の広場で自由に遊べます。 パークゴルフもできます。
琴平公園	荒砥乙 762 番地 1	すべり台やブランコなどの遊具があります。 水路もあり、夏は涼しく遊べます。
石倉フレンドリーパーク	荒砥乙 1175 番地 1 白鷹中学校近く	すべり台や鉄棒などの遊具があります。
スポーツ公園 （中丸公園）	鮎貝 1593 番地 2	ソフトボール場や野球場があります。 ブランコやジャングルジムなどの遊具があります。 春は桜もきれいです。
四季の郷交流広場	鮎貝 7031 番地	ブランコ、すべり台などがあります。

